

税のひとつくち知識**白色申告者の記帳・記録保存制度****1 白色申告者の記帳・記録保存制度の概要**

我が国の所得税は、納税者が自ら税法に従って所得と税額を正しく計算し納税するという申告納税制度を採っています。

一年間に生じた所得を正しく計算し申告するためには、収入金額や必要経費に関する日々の取引の状況を記帳し、また、取引に伴い作成したり受け取ったりした書類を保存しておく必要があります。

青色申告者については、一定の要件を備えた帳簿を備え付け、記録し、書類を保存するよう定められています。しかし、青色申告者でない一定の人に対しても、記帳制度や記録保存制度が設けられています。

2 記帳する必要のある人**(1) 記帳する必要のある人**

不動産所得、事業所得又は山林所得のある人で次の二つのどちらかに当てはまる場合です。

イ その年の前年12月31において、確定申告等により確定している前々年分の不動産所得、事業所得及び山林所得の合計額が300万円を超える場合

ロ その年の3月31において確定申告等により確定している前年分の不動産所得、事業所得及び山林所得の合計額が300万円を超える場合

(注) これらの所得のいずれかが赤字であるときは、黒字の金額だけを合計したところで300万円を超えるかどうかを判定します。

(2) 記帳する事項

売上げなどの総収入金額と仕入などの必要経費に関する事項です。

例えば、売上げに関する事項の記載内容は、取引の年月日、売上げ先その他の相手方、金額、日々の売上げの合計金額です。

記帳は、所得金額が正確に計算できるように、整然とかつ明瞭にする必要があります。

3 記録保存制度**(1) 帳簿などの保存が必要である人**

不動産所得、事業所得又は山林所得のある人で、その年の前年12月31において、前々年分の所得税又はその年の3月31において、前年分の所得税について次の3つのいずれかに当たる人です。

イ 確定申告書をしている人

ロ 税務署長から所得金額などについて決定を受けている人

ハ 総収入金額報告書を提出している人

(2) 帳簿などの保存期間及び保存場所

帳簿や書類を5年間（記帳制度適用者が記帳制度に基づいて作成した帳簿は7年間）、納税者の住所地や事業所などの所在地に整理保存する必要があります。

なお、詳しいことはお近くの商工会でお聞きください。

宮城県商工会連合会 嘴託専門指導員

星 武夫

IT豆知識**USBメモリの寿命**

USBメモリとは、PC等のUSBポートに接続して使用する携帯可能なフラッシュメモリで、記憶容量は16MBから16GB(16,384MB)まで様々です。

フロッピーディスクに代わる手軽なデータ交換メディアとして広く普及していますが、このUSBメモリに寿命があることをご存知でしょうか？現在市販されているUSBメモリのデータの書き換え可能回数は、数万回から十数万回といわれています。

たとえば、USBメモリ内のファイル（Word文書やExcelブックなど）を直接開いて作業し、上書き保存を繰り返していると、データの書き換えが頻繁に行われることになります。このような使い方をしていると数年で寿命を迎えることになります。

USBメモリ内のデータを開いて作業をする必要がある場合は、いったんPCのハードディスクにコピーし、そちらを開いて作業します。作業が終わったら、PCからUSBメモリにコピー（上書き）しましょう。このようにして使用することで、USBメモリのデータの書き換え回数を減らすことができます。

また、頻繁に抜き差しすると、汚れやキズによるサビ等が原因でコネクタ部分の接触が悪くなるのでご注意ください。

宮城県商工会連合会 嘴託専門指導員 志水 麻木

商工会員・ご家族・従業員の福利厚生プランのための

生命傷害共済（傷害総合保険+病気入院見舞金制度）・所得補償共済（所得補償保険）

建設総合補償共済

商工会福祉共済制度

※お問い合わせはもよりの 商工会へ

あるいは直接取扱い代理店 有限会社 みやぎふるさとサービスへ

TEL 022-216-2358